

技術本部

【技術管理部】

- 1 技術本部の運営に関する総括および技術本部内調整
- 2 技術本部における事業計画
- 3 技術本部における予算関係業務の総括（経営企画本部の所管事項を除く。）、設備投資管理
- 4 技術本部の要員計画
- 5 技術本部における人材育成（本部内他部の所管事項を除く。）
- 6 技術本部における協力会社企業等対応に係る総括
- 7 輸送以外の技術本部における品質保証活動の運営・推進（不適合管理、安全文化醸成活動の本部内調整を含む。）
- 8 技術本部における社内基準類の整備および運用に関する総括
- 9 輸送以外のCAPシステムに係る基本規程に基づくパフォーマンス改善の推進
- 10 技術本部内他部の所管に属さない事項

【土木建築部】

土木建築技術課

- 1 再処理施設および廃棄物管理施設の土木建築に係る技術的事項の総括
- 2 再処理施設および廃棄物管理施設に係る新增設施設および既設施設改良・改造工事の土木建築に係る計画・調査・設計（耐震技術課の所管事項を除く。）
- 3 再処理施設および廃棄物管理施設に係る新增設施設および既設施設改良・改造工事の土木建築に係る事業指定（許可）申請・設工認申請・建築確認申請等に関する事項（耐震技術課の所管事項を除く。）
- 4 再処理施設および廃棄物管理施設に係る土木建築に係る対外情報の調査検討（濃縮施設および埋設施設の土木建築に係る訴訟対応を含む。）
- 5 再処理施設および廃棄物管理施設に係る基準地震動および敷地内外の地質・断層等に係る調査および対外対応
- 6 再処理施設および廃棄物管理施設に係る火山モニタリングに係る計画・実施および対外対応

- 7 再処理施設および廃棄物管理施設に係る部内他課の所管に属さない事項

耐震技術課

- 1 再処理施設および廃棄物管理施設に係る新增設施設および既設施設改良・改造工事の土木建築のうち建屋、洞道および地盤安定評価の計画・調査・設計
- 2 上記1に係る事業指定（許可）申請・設工認申請に関する事項

土木課

- 1 再処理施設および廃棄物管理施設の新增設施設に係る土木構造物の調査・設計・工事
- 2 土木建築保全部長の依頼に基づく再処理施設および廃棄物管理施設に係る土木構造物の改良・改造工事
- 3 再処理施設および廃棄物管理施設に係る土木構造物に関する官庁申請

建築課

- 1 再処理施設および廃棄物管理施設の新增設施設に係る建物の調査・設計・工事
- 2 土木建築保全部長の依頼に基づく再処理施設および廃棄物管理施設に係る建物の改良・改造工事
- 3 再処理施設および廃棄物管理施設に係る建物に関する官庁申請

《エンジニアリングセンター》

【設計部】

- 1 エンジニアリングセンターの運営に関する総括およびエンジニアリングセンター内調整
- 2 再処理施設および廃棄物管理施設の新增設（新規の増設計画における技術検討を含め、新增設に係る設計、工事、試運転等の一部または一連の業務。本部内他部および再処理事業部の所管事項を除く。）に係る設計
- 3 設計に係るその他エンジニアリング業務（プロジェクト部の所管事項を除く。）

- 4 再処理技術および廃棄物管理技術の開発計画、開発（共同研究を含む。）および成果の管理（技術開発研究所および再処理事業部の所管事項を除く。）
- 5 エンジニアリングセンター内他部・所の所管に属さない事項

【プロジェクト部】

- 1 再処理施設および廃棄物管理施設の新增設（新規の増設計画における技術検討を含め、新增設に係る設計、工事、試運転等の一部または一連の業務。本部内他部および再処理事業部の所管事項を除く。）に係るプロジェクト管理（工事、試運転等の業務を含む。）および技術的総括
- 2 再処理施設および廃棄物管理施設の新增設に関する事業指定（許可）、設工認申請等に係る事項（再処理事業部の所管事項を除く）
- 3 プロジェクト管理および技術的総括に係るその他エンジニアリング業務（設計部の所管事項を除く。）

【技術開発研究所】

- 1 再処理技術および廃棄物管理技術の課題に関する技術開発研究等の実施および技術支援業務の実施
- 2 再処理施設および廃棄物管理施設の運転・保修技術等の開発・改良
- 3 再処理技術開発施設の運営・保守・管理
- 4 再処理技術および廃棄物管理技術に関する国内外関係機関の技術開発動向の調査

令和 2 年 3 月 27 日 R1

補足説明資料 1-3

〔 制定 1998年3月27日
最終改正 2019年9月26日：規程第49号-30
施行 2019年10月4日 〕

再処理事業所

再処理施設保安規定

〔公開版〕

本書の記載内容のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり公開できませんので削除しております。

日本原燃株式会社

日本原燃株式会社

- 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、次の各号を満たすように、安全に重大な影響を与える事象について実施する根本原因分析の方法及び体制について定める。
- (1) 体制の主体の中立性が確保されていること。
 - (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。
 - (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。
 - (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確實に実施すること。
- 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。
- (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定
 - (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価
 - (3) 必要な処置の決定及び実施
 - (4) とった処置の結果の記録
 - (5) とった予防処置の有効性のレビュー
- 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、第2項に定める事象以外の事象について蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため必要に応じて実施する根本原因分析の方法及び体制について、第2項の各号を満たすように定める。
- 5 監査室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長は、予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見を活用する。

第2節 組織

(保安に関する組織)

第16条 再処理施設の保安に関する職務を遂行する組織は、別図1に示すとおりとする。

第3節 職務

(職務)

第17条 前条に定める職位を担当する者は、「全社品質保証計画書」並びにこの規定に定める規定に基づき、保安に関する職務を遂行する。

2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。

- (1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。
- (2) 監査室長は、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査を行うとともに、所管する業務に関し JEAC4111-2009 に

定める管理責任者として必要な業務を行う。

- (3) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐（事業部の品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し JEAC4111-2009 に定める管理責任者として必要な業務を行う。
- (4) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務（技術本部長が統括するものを除く。）を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、JEAC4111-2009 に定める管理責任者として必要な業務を行う。
- (5) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。
- (6) 再処理計画部長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第 29 条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。
- (7) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、核燃料取扱主任者の指揮の下で第 19 条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。
- (8) 品質保証部長は、品質保証課長及び品質管理課長を指揮し、品質保証課長及び品質管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。
- (9) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (10) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指揮し、核物質管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (11) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (12) 新基準設計部長は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。
- (13) 再処理工場長（以下「工場長」という。）は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長を指揮し、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長の所管する再処理施設に係る保安を統括する。
- (14) 保全企画部長は、保守管理に係る方針に関する業務を行う。
- (15) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (16) 土木建築保全部長は、建築保全課長及び土木保全課長を指揮し、建築保全課長及び土木保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (17) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長を

指揮し、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。

- (18) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (19) 機械保全部長は、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (20) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (21) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (22) 分析部長は、分析管理課長及び分析課長を指揮し、分析管理課長及び分析課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (23) 前処理施設部長は、前処理課長及び燃料管理課長を指揮し、前処理課長及び燃料管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (24) 化学処理施設部長は、分離課長、精製課長及び脱硝課長を指揮し、分離課長、精製課長及び脱硝課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (25) ガラス固化施設部長は、ガラス固化課長を指揮し、ガラス固化課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (26) 共用施設部長は、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (27) 統括当直長は、再処理施設の使用済燃料による総合試験のための操作及びその他の操作に関する業務を行う。
ただし、燃料管理課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。
- (28) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。
- (29) 品質管理課長は、製品の品質管理に関する業務を行う。
ただし、他の職位が所管する業務は除く。
- (30) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。
- (31) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断に関する業務を行う。
ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。
- (32) 放射線施設課長は、放射線測定器類（環境管理設備は除く。）の管理に関する業務を行う。

- (33) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。
- (34) 核物質管理課長は、再処理施設において核物質管理に関する業務を行う。
ただし、他の職位が所管する業務は除く。
- (35) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。
- (36) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関する業務を行う。
- (37) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。
- (38) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する保修等の計画の総括に関する業務を行う。
- (39) 保全技術課長は、保守管理に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。
- (40) 計装技術課長は、計装設備の保守管理に係る計画に関する業務を行う。
- (41) 計装設計課長は、計装設備の改造に係る設計に関する業務を行う。
- (42) 電気技術課長は、電気設備の保守管理に係る計画に関する業務を行う。
- (43) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。
- (44) 機械技術課長は、機械設備の保守管理に係る計画に関する業務を行う。
- (45) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認及び事故等に係る記録に関する業務を行う。
- (46) 許認可業務課長は、設計及び工事の方法の認可、使用前検査及び施設定期検査に関する業務を行う。
- (47) 保安管理課長は、第124条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。
- (48) 輸送技術課長は、使用済燃料を収納した輸送容器の搬入時の確認に関する業務を行う。
- (49) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (50) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。
- (51) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。
- (52) 設計部長は、再処理施設の改造に係る設計に関する業務を行う。
- (53) プロジェクト部長は、再処理施設の改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。
- (54) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の改造に係る設計に関する業務を行う。
- (55) 耐震技術課長は、建物及び洞道の改造に係る耐震設計に関する業務を行う。

- (56) 土木課長は、洞道の改造に係る工事に関する業務を行う。
- (57) 建築課長は、建物の改造に係る工事に関する業務を行う。
- (58) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び保修に係る業務を行う。

また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務（統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。）を行う。

第 4 節 核燃料取扱主任者

（核燃料取扱主任者の選任）

- 第 18 条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。
- 2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから社長が選任する。
 - 3 核燃料取扱主任者は、第 17 条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。

（核燃料取扱主任者の職務等）

- 第 19 条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。
- (1) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。
 - (2) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。
 - (3) 第 28 条に定める試験操作計画、第 29 条に定める再処理施設の使用計画、第 77 条に定める保修作業実施計画、第 79 条に定める改造計画、第 121 条及び第 122 条に定める保安教育の実施計画並びに第 124 条に定める再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画について、その内容が保安上妥当であることを審査すること。
 - (4) 法律第 46 条に基づく使用前検査のうち性能に係る検査、法律第 46 条の 2 の 3 に基づく施設定期検査、法律第 50 条に基づく保安規定の遵守状況の検査及び法律第 68 条に基づく立入検査に自ら立ち会うか、又は指名する者を立ち会わせて報告させること。
 - (5) 法律に基づく報告を審査すること。
 - (6) 事業変更許可、設計及び工事の方法の認可並びにこの規定の認可に係る申請の要否を審査すること。
 - (7) 前号の申請について、その内容を審査すること。
 - (8) 第 125 条に示す記録を確認すること。
 - (9) 第 26 条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを審査すること。
 - (10) 第 28 条に基づく試験手順書並びに第 30 条の 2 に基づく試験要領書及び試験手順書について、その内容が保安上妥当であることを審査すること。
 - (11) 第 40 条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第 49

条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第 63 条第 4 項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを審査すること。

- (12) 第 124 条に基づく定期的な評価の内容を審査すること。
- (13) その他、保安の監督に関して必要なこと。

2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。

第 5 節 会議体

(品質・保安会議の審議事項、構成等)

第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。

- (1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更
 - (2) この規定の変更
 - (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）
 - (4) 第 124 条に基づく定期的な評価
 - (5) 第 124 条に基づく再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画
- 2 品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。
- (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。
 - (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。
 - (3) 会議の審議事項であつて緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。
 - (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。
- 5 社長は、前項の報告を尊重する。
- 6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。

(再処理安全委員会の審議事項、構成等)

第 21 条 再処理安全委員会は、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。

- (1) この規定及び「再処理事業部 全社品質保証計画書運用要則」の変更
- (2) この規定に基づく以下の計画

- ① 試験操作計画
 - ② 再処理施設の使用計画
 - ③ 改造計画
 - ④ 保安教育の実施計画
 - ⑤ 再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画
- (3) 第 22 条、第 61 条、第 74 条、第 81 条、第 89 条及び第 107 条に基づく規定並びに第 29 条の 2 第 1 項及び第 30 条第 3 項に基づく計画
- (4) 第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条及び第 120 条に基づき事業部長が定める品質保証に係る規定
- (5) 第 124 条第 1 項に基づく定期的な評価
- (6) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項
- 2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。
- 3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。
- (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
ただし、核燃料取扱主任者が出席できない場合は、代行者を出席させることができる。
 - (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。
 - (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。
- 4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。
- 5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を、審議事項に係る業務を統括する事業部長又は技術本部長に報告する。
- 6 事業部長及び技術本部長は、前項の報告を尊重する。

(安全・品質改革委員会の審議事項、構成等)

- 第 21 条の 2 社長は、次項の審議を行うため、安全・品質改革委員会を設置する。
- 2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議する。
- 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。
- 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。
- 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を行う。

第3章 再処理施設の操作

第1節 再処理施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善

(再処理施設の操作に係る計画及び実施)

第22条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、第10条第2項を満足するように再処理施設の操作に関する計画として「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。

2 各職位（この規定において「各職位」とは、組織における課長以上の者をいう。）は、前項の規定に基づき、本章に定める業務を実施する。

(再処理施設の操作に係る評価及び改善)

第23条 事業部長は、前条第2項に基づき業務を実施した職位にその結果を報告させ、これを評価するとともに、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

第2節 通 則

(操作員の確保)

第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認めた者に操作させる。

ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認めた者の監督の下で、第120条の規定に定める事項を守らせる場合はこの限りでない。

2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。
3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。

(巡視・点検)

第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。

(操作上の一般事項)

第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作（第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。）について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、手順書を定める。

2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。
3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を

受ける。

- 4 管理担当課長は、操作を行う際に目につきやすい場所に、別表4に定める核的制限値を表示する。
- 5 統括担当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析を行う場合は、標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。
- 6 統括担当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施錠し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。
- 7 統括担当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。
ただし、保安上必要な場合を除く。
- 8 統括担当直長は、第3章（第3節は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合（第56条第1項第3号に該当する場合は除く。）は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

（引継）

第27条 統括担当直長は、その業務を次の統括担当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。

（試験操作）

第28条 各課長は、再処理施設に係る試験操作を行う場合（第30条の2に基づく場合は除く。）は、次の各号に定める事項を記載した試験操作計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- (1) 試験操作の目的
 - (2) 試験操作の実施時期
 - (3) 試験操作の実施体制
 - (4) 試験操作の内容及び実施要領（保安上の措置を含む。）
 - (5) 異常時の措置
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査を受ける。
 - 3 第1項の課長は、第1項の承認を受けた計画に基づき試験操作を行った場合は、実施結果及びその評価を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。
 - 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
 - 5 管理担当課長は、第1項の試験操作計画に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の審査を受ける。

(再処理施設の使用計画)

- 第 29 条 再処理計画部長は、関係課長と協議し、法律第 46 条の 4 に基づく再処理施設の使用計画を作成し、事業部長の承認を得る。
- 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査を受ける。
- 3 再処理計画部長は、第 1 項の計画の作成に当たり、次の事項を遵守する。
- (1) 使用済燃料集合体の年間受入れ量及び年間再処理量が別表 6 に定める値を超えない。
- (2) 使用済燃料集合体及び製品の貯蔵量が別表 7 に定める値を超えない。
- 4 統括担当直長及び燃料管理課長は、第 1 項の承認を受けた計画に基づき、再処理施設の操作を行う。
- 5 技術課長は、年度終了後に第 1 項の計画に基づく再処理施設の使用の実績及びその評価について、事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。
- 6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(交流電源供給機能等喪失時の体制の整備)

- 第 29 条の 2 防災業務課長は、交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。
- (1) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (2) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
- (3) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車その他の資機材の配備
- 2 各職位は、前項の計画に基づき、必要な措置を講じる。
- 3 防災業務課長は、第 1 項の計画について、訓練及び活動の結果を年 1 回以上評価し、事業部長に報告する。
- 4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(地震・火災等発生時の措置)

- 第 30 条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。
- 2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。
- 3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載し

た計画を作成し、事業部長の承認を得る。

- (1) 別表 7 の 2 に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備
 - (2) 初期消火活動を行う 10 名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制
 - (3) 火災の早期発見のための第 25 条に基づく巡視・点検の体制及びあらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表 3 に示す設備等の巡視・点検体制
- 4 各職位は、前項の計画に基づき必要な措置を講じる。
- 5 防災業務課長は、第 3 項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年 1 回以上評価し、事業部長に報告する。
- 6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。
- 7 統括担当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。
- 8 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。

第 2 節の 2 使用済燃料による総合試験に係る措置

(使用済燃料による総合試験に係る試験要領書等)

第 30 条の 2 再処理工場に所属する管理担当課長は、使用済燃料による総合試験のため再処理施設の操作を行う場合は、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の各号に定める事項を記載した試験要領書を定める。

- (1) 試験目的
- (2) 試験の実施時期及び実施体制
- (3) 試験の内容及び実施要領（保安上の措置を含む。）
- (4) 試験前及び試験後に実施すべき措置
- (5) 異常時の措置

2 前項の管理担当課長は、前項の試験要領書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、複数の管理担当課長が所管する設備に係る試験においては当該設備の管理を統括する部長（再処理工場全体に係る試験にあっては工場長）の承認を得る。

3 第 1 項の管理担当課長は、第 1 項の試験要領書に基づき試験手順書を定める場合は、関連する設備の管理担当課長と協議するとともに、核燃料取扱主任者の審査を受ける。

(使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理)

第 30 条の 3 管理担当課長は、使用済燃料による総合試験の操作において、所管する施設に関し、安全性に関する機能に係る不適合が発生した場合又は予防処置を要すると判断した場合（これらの事態を本条において「不適合等」と記す。）は、5 日以内（休日を

除く。)に品質保証課長にその旨を連絡し、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づく措置を開始するとともに、処置を担当する課長とともに的確かつ迅速に措置を完了するよう努める。

なお、総合試験の各項目を終了した場合は、速やかに当該試験に対する不適合等が抽出されていることを確認する。

- 2 品質保証課長は、前項の連絡を受けた事項について、「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき、不適合に該当するか否か判断するとともに処置内容の妥当性を確認する。

なお、処置内容の妥当性の確認に当たっては、保修、安全、運転管理等の技術的能力を有する者から構成する不適合検討ワーキングの意見を聴取する。

- 3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（試験の中止を要した場合においては再開のために必要な措置を含む。）について事業部長の承認を得る。
- 4 事業部長は、前項の承認に当たっては、再処理安全委員会の審議及び核燃料取扱主任者の審査を受ける。

なお、核燃料取扱主任者の審査に当たっては、安全管理部長が「再処理事業部 不適合等管理要領」に基づき不適合等の分類、処置方針（設備の改造が必要な場合の設計の妥当性を含む。）及び水平展開の妥当性を審査する。

- 5 第1項の管理担当課長が所属する部の部長は、不適合の発生に伴い試験を中断した後に試験を再開する場合は、再開のために必要な措置が講じられていることを確認する。
- 6 管理担当課長は、総合試験の第1ステップ及び第2ステップの終了時に不適合等の処置状況を確認する。

(使用済燃料による総合試験における措置)

第30条の4 統括当直長は、別表7の4に定める警報装置が適用される状態において作動した場合又は作動すべき事態に至ったと判断した場合（指示値等から、警報装置の誤作動であると判断した場合は除く。）は、速やかに同表に定める措置を講じる。

ただし、事業部長が試験の目的を達成するために同表に定める値を超えて試験を行う必要があると認めるときであって、統括当直長による安全確保上必要とされる監視の強化等の措置を第30条の2に基づく試験要領書等に定めた上で実施する場合を除く。

- 2 精製課長及び技術課長は、総合試験の各ステップにおいて、それぞれ第86条及び第88条に基づき放放出する放射性物質の放出量から、放出管理目標値の設定に際して条件とした再処理量等を考慮して年間の推定放出量を算定し、放出管理目標値と比較、評価する。

第3節 保安上特に管理を必要とする設備

(プール水冷却系及び補給水設備)

第31条 統括当直長は、別表8に定める「適用される状態」において、プール水冷却系及び補給水設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(安全上重要なインターロック等)

第32条 燃料管理課長は、別表9に定める「適用される状態」において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、別表9に定める「適用される状態」において、同表に定める前項以外の安全上重要なインターロック等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(建屋換気設備等)

第33条 統括当直長は、別表10、別表11、別表12及び別表13に定める「適用される状態」において（「適用される状態」の定めのない場合は常に）、同表に定める建屋換気設備等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(非常用所内電源系統)

第34条 統括当直長は、別表14に定める非常用所内電源系統の設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(安全冷却水系)

第35条 統括当直長は、別表15に定める「適用される状態」において（「適用される状態」の定めのない場合は常に）、安全冷却水系を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(安全圧縮空気系)

第36条 統括当直長は、安全圧縮空気系を別表16に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(漏えい検知装置等)

第37条 統括当直長は、別表17に定める「適用される状態」において、漏えい検知装置等を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断し

た場合は、同表に定める措置を講じる。

- 2 統括当直長は、漏えい液希釈水供給槽液位低警報、漏えい液希釈溶液供給槽液位低警報及び純水中間貯槽水位低警報が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合（別表 17 に定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。）は、速やかに当該槽に純水等を供給し、警報を解除できる水位に回復させる。

（制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ）

第 38 条 統括当直長は、制御建屋中央制御室換気設備を別表 19 に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

- 2 統括当直長は、主排気筒ガスモニタが別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

（設備に求められる状態の確認等に係る措置）

第 39 条 統括当直長及び各課長は、第 25 条に基づく巡視・点検及び第 76 条に基づく施設定期自主検査等において、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していることについて確認する。

- 2 前項の課長等は、確認の結果、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあっては燃料管理課長に、また、その他の設備にあっては統括当直長に直ちに連絡する。

なお、予防保全を目的とした修復作業を行うため、計画的に別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。

- 3 統括当直長及び燃料管理課長は、第 1 項に基づく確認を実施していない期間においても、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。

- 4 統括当直長及び各課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するために検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。

- 5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合は、当該設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

- 6 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合において使用済燃料の再処理を停止する措置等を講じた後に、再度、当該措置を講じる前の状態に復帰する場合は、その原因に対して必要な措置が講じられていることを確認し、復帰について核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに工場長の承認を得る。

第4節 せん断処理施設及び溶解施設

(せん断・溶解を行う使用済燃料)

第40条 前処理課長は、せん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法について、次の各号の事項を定める。

- (1) せん断・溶解を行う使用済燃料集合体の種類及び構造、照射前燃料最高濃縮度、第67条に基づき確定した使用済燃料の燃焼度、せん断を行うまでの冷却期間、溶解槽における質量制限並びに可溶性中性子吸収材の使用の要否
 - (2) 1日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度
- 2 前処理課長は、前項の事項を定めるに当たっては、次の事項を遵守するとともに、核燃料取扱主任者の審査を受ける。
- (1) せん断を行うまでの冷却期間を4年以上とする。
 - (2) 1日当たりせん断を行う使用済燃料の平均燃焼度を $45,000\text{MWd/t} \cdot U_{Pr}$ 以下とする。
 - (3) 別図2に定める溶解槽における質量制限及び可溶性中性子吸収材の使用領域を遵守する。

(せん断・溶解)

第41条 統括担当直長は、使用済燃料をせん断機に供給する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料は、燃料横転クレーンにより取り扱う。
 - (2) 燃料供給セル内に使用済燃料をつり上げた状態でバスケット搬送機を下降させる場合は、燃料供給セル入口のシャッタを閉じる。
- 2 統括担当直長は、使用済燃料をせん断する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) せん断機内を不活性な雰囲気とするため、せん断機に窒素ガスを供給する。
 - (2) 前号を満足していないと判断した場合は、使用済燃料のせん断を停止する。
- なお、本章第4節及び第5節、第4章並びに第6章において「満足していないと判断した場合」における「判断」は、巡視・点検その他の定期の確認において行うほか、判断すべき事項を満足しないおそれのある事態が発見された場合に行う。
- 3 統括担当直長は、使用済燃料のせん断・溶解及びエンドピースの洗浄を行う場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 使用済燃料のせん断は、せん断機により1系列当たり1体ずつ行う。
 - (2) 前条で定めた使用済燃料であることを確認するとともに、前条の事項に基づき使用済燃料のせん断・溶解を行う。
 - (3) 溶解槽のバケットに新たな使用済燃料の燃料せん断片を装荷する場合は、装荷前のバケットに装荷する。
 - (4) 使用済燃料の溶解に使用する硝酸を硝酸調整槽から硝酸供給槽に移送する場合は、硝酸濃度が■N以上であることを分析により確認する。
 - (5) 可溶性中性子吸収材を用いる場合は、前号及び次号の硝酸中のガドリニウム濃度が溶解槽において 0.7gGd/L 以上となる濃度であることを分析により確認する。

- (6) 溶解槽内の溶解液を排出した後に新たに溶解を開始する場合は、溶解槽において■ N以上となる濃度であることを分析により確認した硝酸を溶解槽に供給し、溶解槽を溶解液排出液位まで満たす。
- (7) エンドピース酸洗浄槽内の洗浄液を排出した後に、新たにエンドピースのせん断を開始する場合は、硝酸濃度が ■ N以上であることを分析により確認した硝酸をエンドピース酸洗浄槽に供給し、エンドピース酸洗浄槽を洗浄液排出液位まで満たす。
- (8) 可溶性中性子吸収材緊急供給槽内の溶液中のガドリニウム濃度が ■ gGd/L 以上であることを分析により確認する。

(清澄・計量)

- 第 42 条 統括当直長は、清澄機に溶解液を供給する場合は、清澄機から不溶解残渣の排出が可能であることを確認する。
- 2 統括当直長は、清澄機のボウル部に捕集した不溶解残渣を不溶解残渣回収槽に排出する場合は、不溶解残渣を硝酸で洗浄し、洗浄に用いた硝酸をリサイクル槽に排出する。
- 3 統括当直長は、溶解液を計量後中間貯槽に移送する場合は、計量・調整槽において、ウラン濃度が 300gU/L 以下、プルトニウム濃度 3.5gPu/L 以下、ウランの濃縮度が 1.6wt% 以下及びプルトニウム-240 重量比が 17wt% 以上であることを分析により確認する。

(プルトニウムを含む溶液の移送時の措置)

- 第 43 条 統括当直長は、別表 20 に定める機器からプルトニウムを含む溶液を移送する場合は、移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により確認する。

第 5 節 分離施設、精製施設並びに酸及び溶媒の回収施設

(抽出器等で使用する希釈剤)

- 第 44 条 統括当直長は、分配設備のウラン逆抽出器、ウラン精製設備の逆抽出器、プルトニウム精製設備の逆抽出塔及びウラン逆抽出器並びに溶媒回収設備の第 1 洗浄器及び第 3 洗浄器において希釈剤を使用する場合は、n-ドデカンを使用する。

(有機溶媒温度の制限)

- 第 45 条 統括当直長は、分配設備のウラン逆抽出器、ウラン精製設備の逆抽出器、プルトニウム精製設備のウラン逆抽出器並びに溶媒回収設備の第 1 洗浄器及び第 3 洗浄器において核燃料物質を含む有機溶媒を加熱する場合は、当該機器内の有機溶媒温度を 74°C (化学的制限値) 以下とする。
- 2 統括当直長は、前項を満足していないと判断した場合は、有機溶媒の加熱を停止する。

(TBP 等の錯体の急激な分解反応の防止)

- 第 46 条 統括当直長は、有機溶媒と接触した溶液を別表 21 に定める機器から移送する場

合は、次の事項を遵守する。

(1) 別表 21 に定める措置を講じる。

(2) 前号を満足していないと判断した場合は、溶液の移送を停止する。

2 統括当直長は、精製施設のウラン濃縮缶においてウランを含む溶液を加熱する場合は、次の事項を遵守する。

(1) ウラン濃縮缶に供給する加熱蒸気の温度を 135°C (熱的制限値) 以下とする。

(2) 前号を満足していないと判断した場合は、ウラン濃縮缶の加熱を停止する。

(洗浄塔への空気の供給等)

第 47 条 統括当直長は、ウランを装荷したウラナス製造器に水素を供給する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 洗浄塔から精製建屋換気設備に移送する廃ガス中の水素濃度が可燃限界濃度未満となるように洗浄塔に空気又は窒素ガスを供給する。

(2) 第 2 気液分離槽から精製建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）に移送する廃ガス中の水素濃度が可燃限界濃度未満となるように第 2 気液分離槽に窒素ガスを供給する。

2 統括当直長は、前項を満足していないと判断した場合は、ウラナス製造器への水素の供給を停止する。

(溶媒処理系の蒸発缶等における措置)

第 48 条 統括当直長は、溶媒処理系において核燃料物質を含む有機溶媒を加熱する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 第 1 蒸発缶、第 2 蒸発缶及び溶媒蒸留塔を可燃領域外の状態とするため、減圧状態を維持できない場合は、第 1 蒸発缶、第 2 蒸発缶及び溶媒蒸留塔に窒素ガスを供給する。

(2) 第 1 蒸発缶及び溶媒蒸留塔からの廃ガスは、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備溶媒処理廃ガス処理系において窒素ガスを注入して排気する。

(3) 前号を満足していないと判断した場合は、有機溶媒の加熱を停止する。

(抽出塔への供給流量等)

第 49 条 分離課長は、抽出廃液受槽に移送する抽出廃液中のプルトニウム濃度の目標値を ■mgPu/L 以下として、分離施設の抽出塔に供給する溶解液及び有機溶媒の流量設定値の設定方法を定める。

2 分離課長は、前項の設定方法を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。

3 統括当直長は、分離施設の抽出塔に溶解液を供給する場合は、第 1 項で定めた設定方法に基づく流量設定値により溶解液及び有機溶媒を供給する。

(プルトニウムを含む溶液の移送時の措置)

第 50 条 統括当直長は、別表 22 に定める機器からプルトニウムを含む溶液を移送する場合は、移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により確認する。

2 統括当直長は、別表 23 に定める施設において使用済燃料の再処理を行う場合は、次の事項を遵守する。

(1) 別表 23 に定める機器から移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により 1 日 1 回確認する。

(2) 前号を満足していないと判断した場合は、同表に定める値以下に回復させる措置を講じる。

(プルトニウム濃縮缶の凝縮器への冷却水供給等)

第 51 条 統括当直長は、プルトニウム濃縮缶でプルトニウム濃縮液を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。

(1) 発生する蒸気を凝縮させるため凝縮器に冷却水を供給するか、又はプルトニウム濃縮缶の加熱部を水で満たす。

(2) 注水槽液位低警報が作動した場合は、速やかに注水槽に純水等を供給し、警報を解除できる液位に回復させる。

(酸回収設備の蒸発缶等の硝酸温度)

第 52 条 統括当直長は、酸回収設備の蒸発缶及び精留塔において硝酸を加熱する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 蒸発缶及び精留塔の硝酸温度をそれぞれ ■℃ 以下及び ■℃ 以下とする。

(2) 前号を満足していないと判断した場合は、前号に定める温度に回復させる措置を講じる。

第 6 節 脱硝施設

(ウラン脱硝)

第 53 条 統括当直長は、ウラン脱硝設備において使用済燃料から分離したウラン酸化物粉末を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。

(1) UO_3 受槽及び規格外製品受槽からウラン酸化物粉末を払い出す場合は、それぞれウラン酸化物貯蔵容器及び規格外製品容器に充てんする。

(2) ウラン酸化物を充てんしたウラン酸化物貯蔵容器の移送は、充てん台車又は貯蔵容器クレーンにより行う。

(3) ウラン酸化物を充てんした規格外製品容器は、各粉末取扱室で 1 基ずつ取り扱う。また、ウラン酸化物を充てんした規格外製品容器の移送は 1 基ずつ行う。

(4) 規格外製品容器に充てんしたウラン酸化物の溶解は、 UO_3 溶解槽で行う。

(ウラン・プルトニウム混合脱硝)

第 54 条 統括当直長は、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備においてウラン及びプルトニウムを含む溶液又はMOX粉末を取り扱う場合は、次の事項を遵守する。

- (1) ウラン及びプルトニウムを含む溶液を定量ポットに移送する場合は、混合槽においてウラン濃度に対するプルトニウム濃度比が 1.5 以下、プルトニウム濃度が 185gPu/L 以下であることを分析により確認する。
- (2) 前号の確認を終えた溶液を脱硝皿に供給する場合は、空気輸送の終了を確認した脱硝皿又は空の脱硝皿に定量ポット 1 容量分を供給する。
- (3) MOX粉末を一時保管する場合は、粉碎機供給ホッパ粉末排出機又はリワーク粉碎気送粉末排出機によりMOX粉末を保管容器に充てんし、保管ピットに収納する。
- (4) MOX粉末を充てんした保管容器の移送は、保管容器移動装置又は保管昇降機により行う。
- (5) MOX粉末を混合酸化物貯蔵容器に収納する場合は、粉末充てん機によりMOX粉末を粉末缶に充てんし、当該粉末缶を粉末缶払出装置により混合酸化物貯蔵容器に収納する。
- (6) MOX粉末を収納した混合酸化物貯蔵容器の移送は、充てん台車又は搬送台車により行う。
- (7) 凝縮廃液受槽から凝縮廃液貯槽に溶液を移送する場合は、プルトニウム濃度が 6.3 g Pu/L 以下であることを分析により確認する。
- (8) 別表 24 に定めるグローブボックス内のプルトニウム量を同表に定める質量制限値以下とする。

第 7 節 その他再処理設備の附属施設

(分析設備におけるプルトニウムの取扱い)

第 55 条 統括当直長は、プルトニウムを含む試料の分析を行う場合は、分析済溶液及び分析残液を分析済溶液受槽又は分析残液受槽に移送するとともに、取り扱うプルトニウムの量を臨界に達するおそれのない量とする。

- 2 統括当直長は、別表 25 に定める機器からプルトニウムを含む溶液を移送する場合は、移送する溶液中のプルトニウム濃度が同表に定める値以下であることを分析により確認する。
- 3 統括当直長は、濃縮操作ボックス内及び抽出操作ボックス内のプルトニウム量をそれぞれ 359gPu 以下とする。

(分析設備における分析試料の一時保管)

第 55 条の 2 統括当直長は、ウラン又はプルトニウムを含む分析試料を再分析等のため一時保管する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 分析試料の一時保管は、別表 25 の 2 に定めるグローブボックス等内の所定の場所に

おいて行う。

- (2) 一時保管する分析試料は、一時保管する場所の区画、容器への表示等により、その他の分析試料と識別する。
- (3) 一時保管するプルトニウムの量を、前条第1項に基づき、別表25の2に定める保管場所ごとに臨界に達するおそれのない量とする。
- (4) 一時保管するウランの量を、別表25の2に定める部屋ごとにそれぞれ4.5kg以下とする。
- (5) 毎日1回以上、一時保管している分析試料の保管状況を確認する。

第8節 異常時の措置

(異常時の措置)

第56条 統括当直長及び燃料管理課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、直ちに事態の把握に努め、その状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。

- (1) プール水冷却系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備（貯蔵室からの排気系）、非常用所内電源系統、安全冷却水系（次号に定めるものは除く。）及び安全圧縮空気系が、それぞれ別表8、別表13、別表14、別表15及び別表16に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合
 - (2) 別表8、別表9、別表10、別表11、別表12、別表13及び別表15において定める設備が運転不能又は動作不能と判断した場合
ただし、同表において定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。
 - (3) 第3章（第3節は除く。）、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合
ただし、当該規定に定められた措置を講じてその状態を解消した場合は除く。
 - (4) 別表9において定める拡大防止及び影響緩和に係るインターロック等並びに別表18に定める漏えい検知装置が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合
 - (5) 閉じ込め機能の観点から安全上重要な施設としている機器及び系統から液体状又は固体状の核燃料物質が漏えいした場合
- 2 前項の統括当直長及び燃料管理課長は、統括当直長にあっては異常に係る設備等に対する管理担当課長に、また、燃料管理課長にあっては統括当直長にそれぞれ通報するとともに、工場長及び核燃料取扱主任者に通報する。
- 3 前項の管理担当課長は、統括当直長及び異常に関連する業務を担当する課長と協力して前項の事態の原因を調査し、再処理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。

(安全上重要な警報装置が作動した場合の措置等)

第57条 統括当直長は、別表26に定める安全上重要な警報装置が作動した場合又は作動